

# 子ども・子育てに関すること

## 保 育 .....27

- (1) 世田谷区の保育施設
- (2) ひとり親世帯に対する保育料負担軽減

## 一時預かり .....28

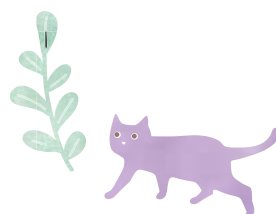
- (1) ほっとステイ
- (2) ファミリー・サポート・センター事業
- (3) 子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型
- (4) 赤ちゃん・子どものショートステイ
- (5) トワイライトステイ

## 学童・就学 .....30

- (1) ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業
- (2) 新BOP
- (3) 就学援助費
- (4) 受験生チャレンジ支援貸付事業
- (5) 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業
- (6) 私立高等学校等奨学給付金
- (7) 高等教育の修学支援新制度

## 子どもの相談先 .....32

- (1) 総合教育相談ダイヤル
- (2) 教育相談
- (3) せたがや子ども・子育てテレフォン
- (4) 親子のための相談LINE
- (5) 世田谷区子どもの権利擁護機関(せたホッと)
- (6) 世田谷区児童相談所



# 保 育

## (1) 世田谷区の保育施設

|         |           | 特徴                                                                                              |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認可保育園   |           | 建物・園庭の規模、保育士の数など国が定めた基準を満たしている施設です。                                                             |
| 認定こども園  |           | 幼稚園と保育園の機能を一体化した施設です。主に保育園機能を利用する保育認定枠と、主に幼稚園機能を利用する教育標準時間認定枠に分かれていますが、園児は入園後、同じ保育室で教育・保育を受けます。 |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育事業   | 5名以下の少人数で家庭的な雰囲気のもと保育を行います。                                                                     |
|         | 小規模保育事業   | 少人数（定員6～19名）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。                                                        |
|         | 事業所内保育事業  | 会社などの事業所の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。                                                         |
|         | 居宅訪問型保育事業 | 医療的ケアが必要な乳幼児を施設において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行います。                                                    |
| 保育室     |           | 世田谷区の定める施設の基準を満たした保育施設です。生後43日～3歳未満の乳幼児の保育を行っています。                                              |
| 保育ママ    |           | 保育ママの自宅で3～5名の少人数を家庭的な雰囲気ですべて保育しています。生後36日～3歳未満の乳幼児の保育を行っています。                                   |
| 認証保育所   |           | 東京都の認証を受けた保育施設で、大都市のニーズに対応するため1日13時間以上の長時間開所などを行っているのが特色です。利用対象や利用料は各施設によって異なります。               |

【問合せ先】 各総合支所子ども家庭支援課 家庭支援 ▶ P40-41

## (2) ひとり親世帯に対する保育料負担軽減

1世帯の住民税所得割課税額が77,101円未満の世帯（保育料の階層ではD4以下が目安）で、ひとり親世帯または同一世帯に障害児（者）のいる世帯について、第1子の保育料は半額<sup>(※)</sup>、第2子以降は無料です。（※）半額後の保育料が9,000円を超える場合は、9,000円です。

【問合せ先】 保育認定・調整課 入園担当 ▶ P41

## 一時預かり

### (1) ほっとステイ

美容院に行きたい、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由に関わらずご利用いただけます。専用施設またはおでかけひろば内で実施しています。

**利用料金**……………施設によって異なります。

**利用できる方**……………区内在住の0歳(4ヶ月)から未就学の子ども

※施設によっては対象年齢が異なる場合がございます。

詳しくは  
こちら▶



【問合せ先】子ども家庭課 子ども・子育て支援担当▶ P41

### (2) ファミリー・サポート・センター事業

地域住民による「支えあい」の活動です。保護者が仕事やリフレッシュなどのために子どもを預かってもらいたいときや、保育園や習い事などの送迎をしてもらいたいときに、登録している援助会員を紹介します。利用には、事前の会員登録が必要です。

**謝礼金**……………1時間800円、その他交通費など実費

**利用時間**……………午前7時～午後9時(原則)

**利用できる方**……………区内在住で生後43日から小学6年生までの子どもの保護者

※ご利用にあたっては、二次元コードに記載の「利用の要件」をご確認ください。

利用会員登録はこちらから▶



【問合せ先】世田谷区ファミリーサポートセンター▶ P42

### (3) 子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型

親子で気軽に立ち寄れる「おでかけひろば」で、子どもを預けながらデスクワークを行えます。

【問合せ先】子ども家庭課 子ども・子育て支援担当▶ P41

## (4) 赤ちゃん・子どものショートステイ

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護などで一時的に子どもの養育ができなくなったとき、0～12歳の子どもを区が委託する乳児院や児童養護施設などで短期間(原則として7日以内)お預かりする制度です。

| 料金       |        |                                  |
|----------|--------|----------------------------------|
|          | 1泊2日   | 以後1日につき                          |
| 子ども1人につき | 6,000円 | 3,000円<br>(住民税非課税世帯と生活保護受給世帯は無料) |

## (5) トワイライトステイ

仕事などで、保護者の帰宅が遅くなるときや土日・祝日に保護者が不在になるときに、小学生の子どもを区内の児童養護施設で最長午後10時までお預かりする制度です。

| 料金         |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 子ども1人につき1回 | 1,600円<br>(住民税非課税世帯と生活保護受給世帯は無料) |

【問合せ先】(4)(5)各総合支所子ども家庭支援課 子ども相談 ▶ P40-41



## 学童・就学

### (1) ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

ひとり親家庭(離婚に向けて別居中の方を含む)の子どもに学習環境を提供し、学習習慣の定着と勉強に対する苦手意識を克服し、学力の向上を目指します(参加費無料)。

【問合せ先】 かるがもスタディールーム(NPO法人キッズドア)▶ P42

※世田谷区がNPO法人キッズドアに運営を委託しています。

その他にも区内で様々な無料の学習支援を実施しています。▶



### (2) 新BOP

世田谷区ではBOP(区立小学校の児童を対象とした放課後の自由な遊び場)と、新BOP学童クラブ(小学校1～3年生を対象とした放課後の生活の場)を統合した、新BOP事業を実施しています。

【問合せ先】 各小学校の新BOP(各小学校の連絡先はこちら)▶



### (3) 就学援助費

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、校外授業費、修学旅行費などの一部を支援しています(所得制限等要件あり)。

【問合せ先】 学務課 学事係▶ P41

### (4) 受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都内に1年以上お住まいの中学3年生・高校3年生(それに準ずる方も含む)の養育者で、収入などの要件に該当する方を対象として、学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付(無利子)を行う制度です。高校・大学などに入学された場合、免除申請を行うことにより返済が免除されることがあります。

【問合せ先】 ぷらっとホーム世田谷C▶ P42

## (5) 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業

都内にお住まいで、国公立の高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、教材費や学用品費など授業料以外の教育費を助成します(所得制限あり)。

【問合せ先】東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 ▶ P42

詳しくはこちら ▶



## (6) 私立高等学校等奨学給付金

都内にお住まいで、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、教材費や学用品費など授業料以外の教育費を助成します(所得制限あり)。

【問合せ先】(公財)東京都私学財団東京都私学就学支援金センター奨学給付金担当 ▶ P42

詳しくはこちら ▶



## (7) 高等教育の修学支援新制度(令和6年11月時点)

真に支援が必要な低所得者世帯の方は、国が実施する授業料等減免制度と併せて日本学生支援機構の給付奨学金が利用できます。対象となる学校種は、大学・短期大学・高等専門学校(4～5年生)・専修学校(専門課程)となります。ただし、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に限ります(対象となる学校は文部科学省のホームページで公表しています)。

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金)の詳細はこちらからご確認ください。▶



◀日本学生支援機構が実施する奨学金制度全般に係る詳細は、「奨学金相談サイト」で確認できます。奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。

# 子どもの相談先

## (1) 総合教育相談ダイヤル

不登校(園)、いじめ、発達障害など教育や子どもの日常生活に関する様々な相談に対応しています。子どもでも大人でも相談できます。匿名でも構いません。

受付時間……………月曜日～金曜日 午前9時～午後6時(祝・休日、年末年始を除く)

電話番号……………03-6453-1520

## (2) 教育相談

専門の教育相談員が、子どもの成長や発達、日常生活についての心配事に対し、保護者の方の相談にお応えしながら、子どもに対しても、必要に応じた心理的な援助を行います。来室相談は予約制です。

| 電話番号                         |                                    | 窓口                                                     |
|------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 教育総合センター来室相談<br>(若林5-38-1)   | ☎ 03-6453-1524<br>FAX 03-6453-1534 | 月・水・金曜日：午前9時～午後5時<br>火・木曜日：午前9時～午後6時<br>(祝・休日、年末年始を除く) |
| 玉川分室<br>(玉川2-1-15)           | ☎ 03-3709-2403<br>FAX 03-3707-7040 |                                                        |
| 砧分室<br>(成城6-3-10成城6丁目事務所棟2階) | ☎ 03-3483-3404<br>FAX 03-3483-3407 |                                                        |
| 烏山分室<br>(南烏山4-26-2烏山中学校東隣)   | ☎ 03-3305-2022<br>FAX 03-3305-2133 |                                                        |

## (3) せたがや子ども・子育てテレフォン

子育て中の保護者の不安や悩み、子ども本人からの悩みに関する相談ができます。

利用できる方……………子育て中の保護者、妊婦及び子ども本人

相談時間……………月曜日～金曜日 午後5時～午後10時  
土日・祝日 午前9時～午後10時(年末年始を除く)

電話番号……………03-5451-1211

## (4) 親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などがLINEで相談できます。

相談時間……………月曜日～金曜日 午前9時～午後11時  
土日祝日、年末年始 午前9時～午後5時

友だち登録は  
こちらから▶



(こども家庭庁)

## (5) 世田谷区子どもの権利擁護機関(せたがやホッと子どもサポート：略称「せたホッと」)

子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立てなどにより、調査・調整を行いながら、子どもの関係機関に対して協力・改善を求めています。

利用できる方(対象)……………18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案  
(18歳又は19歳で高等学校などに在籍している場合なども対象)

相談方法……………電話・FAX・メール・手紙・はがきによる相談  
子ども・子育て総合センター3階(宮坂3-15-15)  
でも相談できます。



🔍 ホットにきゅうさいメール

相談時間……………月曜日～金曜日 午後1時～午後8時  
土曜日 午前10時～午後6時(日曜、祝・休日、年末年始を除く)

電話・FAX……………電話：0120-810-293 FAX：03-3439-6777

## (6) 世田谷区児童相談所

▶ P41

18歳未満の子どもに関する養育、発達、非行、虐待等の相談について、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門スタッフがお受けいたします。

相談方法……………電話もしくは来所  
(来所相談の場合は電話などで相談日時を予約してください)

受付時間……………月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時  
(土日、祝・休日、年末年始を除く)

### 児童虐待の通告・相談窓口

●世田谷区児童虐待通告ダイヤル

☎0120-52-8343

●児童相談所虐待対応ダイヤル189

☎189